

羽曳野市ネーミングライツ事業実施要綱

制 定 令和 6 年 1 2 月 2 3 日

最近改正 令和 7 年 5 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 法人その他の団体又は事業を営む個人をいう。
- (2) ネーミングライツ 本市が設置した公の施設又は実施する事業等(以下「施設等」という。)の愛称を定める権利をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 本市と民間事業者等との契約に基づき、当該民間事業者等にネーミングライツを付与し、本市がその対価を得る事業をいう。
- (4) ネーミングライツ料 ネーミングライツの付与の対価をいう。
- (5) パートナー ネーミングライツを取得した民間事業者等をいう。
- (6) 愛称 パートナーが定めた施設等の呼称をいう。

(愛称の使用)

第 3 条 本市は、その作成する印刷物やウェブサイト等において、愛称が定められた施設等を表示するときは、積極的に愛称を使用するものとする。

2 前項の場合において、本市は、相当と認めるときは、条例、規則等に規定する施設等の名称を使用することができる。

(対象施設等)

第 4 条 ネーミングライツ事業の対象とする施設等(以下「対象施設等」という。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、本市の庁舎等の公用施設及び学校を除くものとする。

- (1) 本市が設置した公の施設又はその一部
- (2) 本市が主催する事業

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、愛称を定めることに支障がないと市長が認める施設等

(事業の種類)

第 5 条 ネーミングライツ事業は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める方式のいずれかの方式により実施するものとする。

(1) 施設等指定型 対象施設等のうち、本市があらかじめ指定したものについて、公募によりパートナー及び愛称を選定するもの

(2) 事業者等提案型 前号の規定による選定を受けた対象施設等以外の対象施設等について、民間事業者等からの提案(以下「提案」という。)に基づき、パートナー及び愛称を選定するもの

(指定管理者との協議)

第 6 条 本市は、前条第 1 号の規定による選定を行う場合において、当該選定の対象として指定する施設の管理を指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせているときは、当該施設を当該選定の対象として指定することについて、当該指定管理者と協議するものとする。

(契約の相手)

第 7 条 本市とネーミングライツ事業に係る契約を締結する民間事業者等は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 羽曳野市広告掲載要綱(平成 17 年 11 月 30 日制定)第 3 条第 1 項に該当する者

(2) 国税及び地方税を滞納している者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条(第 2 項から第 4 項までを除く。)に規定する営業その他これに類する営業に該当する営業を営む者

(4) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者

(5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定により再生手續開始の申立てをしている者又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定により更生手續開始の申立てをしている者

(6) 各種法令に違反している者

(7) たばこ(電子たばこ等を含む。)の製造又は販売を業とする事業者

- (8) 法律の定めのない医業類似行為を行う者
- (9) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者又は同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができないこととされた者
- (10) 羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱(平成 26 年 3 月制定)に基づく指名停止等の原因となる行為を行い、当該行為に対する指名停止等の措置が解除されていない者
- (11) 対象施設等である施設の管理を指定管理者に行わせている場合は、当該指定管理者の事業目的と競合する者
- (12) 政治的活動又は宗教的活動を行う者
- (13) 前各号に掲げる者に準ずる者として市長が認める者
(愛称の条件)

第 8 条 パートナーが定める愛称及び愛称の表記は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (3) 対象施設等の管理運営又は本市の事業の円滑な実施に支障をきたすもの
- (4) 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現があるもの
- (5) 射幸心を著しくあおる表現があるもの
- (6) 暴力若しくは犯罪を肯定し、又は助長するような表現のもの
- (7) 残虐な表現など、善良な風俗に反するような表現のもの
- (8) 暴力を連想させ、又は性的好奇心をそそる表現があるもの
- (9) ギャンブル等を肯定するもの
- (10) 青少年の身体、精神又は教育に有害なもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、対象施設等の目的、公共性又は社会的信用を損なうおそれがあると市長が認めるもの
(申込)

第 9 条 パートナーの募集に応募し、又は提案をしようとする者は、別に定める書類(電磁的記録を含む。)を、持参、郵送又は電子情報処理組織(本市の機関の使用に係

る電子計算機(入出力装置を含む。)と応募又は提案をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)の使用により、市長に提出しなければならない。

(審査委員会の設置)

第 10 条 愛称の審査、パートナーの優先交渉権者の選定及び当該選定に必要な審査を行うため、羽曳野市ネーミングライツ審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 政策企画部長

(2) 総務部長

(3) 市民生活部長

(4) 生涯学習部長

(5) 対象施設等を所管する部の長

(6) 前各号に掲げる者のほか、関係する部の長で市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 11 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は政策企画部長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副委員長にも事故があるとき、又は副委員長も欠けたときは、市長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 12 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、対象施設等を所管する課又は室の長その他の関係者を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(会議の特例)

第 13 条 委員長は、感染症の拡大防止のため会議を招集することが適当でないと認める場合その他やむを得ない事由のある場合は、前条第 1 項の規定にかかわらず、議事の内容を記載した書面(当該内容を記録した電磁的記録を含む。)を委員に回付し、その意見を聴取し、又は可否を問うことにより、その結果をもって、会議に代えることができる。

(パートナーの決定)

第 14 条 市長は、委員会による審査の結果を踏まえ、パートナーを決定する。

(庶務)

第 15 条 委員会の庶務は、政策企画部行革 DX 推進課において行う。

(関係機関との連携)

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、羽曳野市広告掲載要綱第 3 条各号のいずれかに該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。